

新型コロナウイルス関連情報（段階的緩和措置の見直し等）

令和3年6月18日

- 6月17日、ポルトガル政府は、過去1週間の感染状況を踏まえ、段階的緩和措置を適用する自治体を以下1. のとおり決定しました。
- 同政府は、陰性証明に係る規定も同2. のとおり一部変更しました。
- リスボン首都圏の感染状況の悪化を踏まえ、本日6月18日15時から6月21日06時までの間、同首都圏（18市で構成）をまたぐ往来が禁止されましたので御注意ください。

1. 段階的緩和措置の適用自治体（各措置の内容は、6月11日付け当館領事メールを御参照ください。）

（1）6月14日から実施された緩和措置：下記（4）及び（5）の10市を除く大陸部の全市

（2）6月28日から開始予定の緩和措置：未実施

（3）要警戒（当局のモニタリングや感染対策が強化される）

アルコシェテ市、アーゲダ市、アルマダ市、アマドーラ市、バレイロ市、グランドラ市、ラゴス市、マフラ市、モイタ市、モンティージョ市、オディヴェーラス市、オエイラス市、パルメラ市、サルドアル市、セイシェル市、セトゥーバル市、シネス市、ソブラル・デ・モンテ・アグラソ市、ヴィラ・フランカ・デ・シーラ市

（4）「昂リスク」：アルブフェイラ市、アルーダ・ドス・ヴィーニョス市、ブラガ市、カスカイス市、リスボン市、ロウレー市、オデミラ市、セルタァ市、シントラ市

（5）「高昂リスク」：セジンプラ市

※参考：国民向け公式サイト「estamoson」(<https://covid19estamoson.pt>)。

2. 陰性証明に係る規定変更

（1）これまで陰性証明が必要とされた、保健総局規定を上回る人数の文化イベント、スポーツ行事及び親族行事（結婚式や洗礼式）への参加ないし観賞には、（陰性証明を）EUデジタルコロナ証明書に代替することができる。

（2）当国大陸部へ空路で到着する者に課される陰性証明提示義務（搭乗72時間前までに受検した（PCRを含む）核酸増幅法検査あるいは同搭乗24時間前までに受検した迅速抗原検査）の免除対象者を年齢24か月未満から12歳未満へ拡大。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>